



栃木県公報

平成 19 年
1月 5日 (金)
第1831号

目 次 告 示

- 私立学校の設置認可..... 1
- 各種学校の廃止認可..... 2
- 結核予防法による指定医療機関の指定..... 2
- 結核予防法による指定医療機関の指定辞退..... 3
- 土地改良区の新規土地改良事業施行の認可..... 3
- 道路の区域の変更..... 3
- 道路の供用開始..... 5

公 告

- 県有財産（土地）の一般競争入札による売払い..... 5
- 県有財産（土地）の公募抽せんによる売払い..... 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 7
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 8
- 同..... 8
- 土地改良区役員の退就任..... 9
- 河川整備計画の案の縦覧等..... 10
- 開発行為の工事完了..... 11

教 育 委 員 会

- 平成19年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日..... 13

人 事 委 員 会

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部改正..... 13
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正..... 14

企 業 局

- 県有財産（土地）の一般競争入札による売払い..... 14

調 達 公 告

- 落札者等の公示..... 15

告 示

栃木県告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成18年12月20日付けで、次のとおり私立学校の設置を認可した。

平成19年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者	定 員
清原ミドリ幼稚園	宇都宮市氷室町1067番地13	学校法人 清原ミドリ幼稚園	105人

栃木県告示第2号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、平成18年12月19日付けで、次のとおり各種学校の廃止を認可した。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
シスター洋裁学院	足利市大町683番地	平石 喜美子
館野文化服装学院	小山市本郷町2丁目4番23号	館野 ミネ

(文書学事課)

栃木県告示第3号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する医療機関として、次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
医療法人きねぶちクリニック	栃木県足利市元学町830-3	杵渕 修	平成18年6月30日
上三川病院	栃木県河内郡上三川町上三川2360	医療法人しらさぎ会	平成18年7月1日
つくし薬局	栃木県小山市中久喜1115-1	有限会社アクア	平成18年8月6日
なかみがわ内科・小児科クリニック	栃木県足利市八幡町1-7-1	医療法人中三川クリニック	平成18年8月7日
株式会社ピノキオ薬局スマイル薬局	栃木県下野市下古山3378-1	株式会社ピノキオ薬局	平成18年9月14日
ファミリー薬局	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1708-28	有限会社小林メディカル	平成18年10月1日
ファーマシー中山株式会社しらかば薬局	栃木県栃木市錦町7-48	ファーマシー中山株式会社	平成18年10月2日
アイン薬局河内店	栃木県河内郡河内町中岡本466-4	株式会社アインファーマシーズ	平成18年10月4日
株式会社ピノキオ薬局ピノキオ薬局栃木店	栃木県下都賀郡都賀町合戦場212-6	株式会社ピノキオ薬局	平成18年10月12日
なかむら耳鼻咽喉科クリニック	栃木県栃木市大町22-58	中村 昭彦	平成18年10月13日
ミント薬局	栃木県足利市八柵492-3	エムシー関東株式会社	平成18年11月13日

医療法人日和会す ながクリニック	栃木県八栲町494-1	医療法人日和会	平成18年11月13日
株式会社フレンド 自治医大前しもつ け調剤薬局	栃木県下野市祇園1-10-3	株式会社フレンド	平成18年11月22日
合戦場クリニック	栃木県下都賀郡都賀町合戦場212-5	山田 吾郎	平成18年11月27日
フクシ矢板薬局	栃木県矢板市土屋68-1	株式会社フクシ関 東ファーマ	平成18年12月1日

栃木県告示第4号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定より告示する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人ポプラ内科	栃木県足利市元学町830-3	医療法人ポプラ内科	平成18年6月1日
なかみがわ内科・ 小児科クリニック	栃木県足利市八幡町1-7-1	中三川 晃利	平成18年6月30日
上三川病院	栃木県河内郡上三川町上三川2360	服部 泰久	平成18年7月1日
コスモス薬局	栃木県河内郡河内町中岡本466-4	株式会社エヌウィ ック	平成18年9月30日

(健康増進課)

栃木県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事 業 名	認 可 年 月 日
益子町北部土地改良区	青田地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成18年12月14日

(農地計画課)

栃木県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成19年1月5日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前A	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-3まで	8.5～ 11.3	110.0	A及びB は、関係 図面で表 示する敷 地の区分 をいう。
	前B	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-3まで	10.3～ 25.4	230.0	
	後A	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-3まで	8.5～ 11.3	110.0	
	後B	芳賀郡茂木町大字牧野1353から 芳賀郡茂木町大字牧野1367-3まで	10.3～ 88.8	230.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
69	前	芳賀郡芳賀町大字祖母井1436-8から 芳賀郡芳賀町大字祖母井1132まで	27.0～ 27.0	63.5	
	後	芳賀郡芳賀町大字祖母井1436-8から 芳賀郡芳賀町大字祖母井1132まで	27.0～ 28.5	63.5	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 山内大藤線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
231	前	芳賀郡茂木町大字牧野2055-1から 芳賀郡茂木町大字牧野2055-1まで	21.5～ 25.0	24.0	
	後	芳賀郡茂木町大字牧野2055-1から 芳賀郡茂木町大字牧野2055-1まで	26.5～ 33.0	24.0	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 牧野大沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

274	前	芳賀郡茂木町大字牧野2055-1から 芳賀郡茂木町大字牧野2055-1まで	9.5～ 14.0	106.0	
	後	芳賀郡茂木町大字牧野2055-1から 芳賀郡茂木町大字牧野2055-1まで	12.0～ 18.5	106.0	
274	前	芳賀郡茂木町大字入郷580-1から 芳賀郡茂木町大字入郷580-1まで	7.0～ 8.0	20.0	
	後	芳賀郡茂木町大字入郷580-1から 芳賀郡茂木町大字入郷580-1まで	10.0～ 12.5	20.0	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板馬頭線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
319	前	那須郡那珂川町健武字馬坂3561-1から 那須郡那珂川町健武字馬坂3577-1まで	7.6～ 23.1	87.0	
	後	那須郡那珂川町健武字馬坂3561-1から 那須郡那珂川町健武字馬坂3580-2まで	7.6～ 30.0	147.0	

栃木県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成19年1月5日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道461号	那須郡那珂川町健武字馬坂3580-2から 那須郡那珂川町健武字馬坂3589-1まで	平成19年1月5日
319	主要地方道 矢板馬頭線	那須郡那珂川町健武字馬坂3561-1から 那須郡那珂川町健武字馬坂3580-2まで	平成19年1月5日

(道路維持課)

公 告

○県有財産（土地）の一般競争入札による売払い

栃木県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第151条第1項の規定により公告する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 売却物件の所在、予定価格等

物件番号	所 在	地 目	地 積	予定価格
1	宇都宮市大曾五丁目40番3外1筆	宅 地	548.83㎡	29,100,000円
2	日光市今市字下原1659番87	宅 地	338.29㎡	9,110,000円
3	真岡市台町字出口2497番9	雑種地	604.97㎡	10,600,000円
4	真岡市熊倉町字如来堂4769番22	宅 地	473.39㎡	9,420,000円
5	大田原市今泉字下河原429番17	雑種地	5,409.23㎡	25,000,000円

2 入札参加要領及び契約内容は、別途指示する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成19年2月21日(水)午前10時30分 入札後即時開札

入札保証金受付日時 平成19年2月21日(水)午前10時から午前10時20分まで

宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁南庁舎3号館A棟203会議室

4 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を現金又は銀行振出小切手等をもって納付すること。

5 現地説明

物件番号	日 時
1	平成19年1月22日(月)午前11時から午前11時30分
2	平成19年1月24日(水)午後1時から午後1時30分
3	平成19年1月25日(木)午前11時から午前11時30分
4	平成19年1月25日(木)午後1時から午後1時30分
5	平成19年1月23日(火)午前11時から午前11時30分

6 その他

(1) 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 契約及び代金支払方法

契約は、落札後10日以内に締結し、代金は、契約を締結した日から20日以内に納入すること。

(3) その他

入札参加要領、契約、物件内容等の詳細については、栃木県総務部管財課財産担当へ問い合わせること。
(TEL 028-623-2077・2079)

○県有財産(土地)の公募抽せんによる売払い

栃木県有財産(土地)の売却について、次のとおり公募抽せんによる売払いをするので、公告する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富 一

1 売却物件の所在、価格等

物件番号	所 在	地 目	地 積	予定価格
1	足利市鹿島町字小鹿島357番17	宅 地	388.24㎡	8,000,000円
2	栃木市片柳町五丁目字岡559番8	宅 地	262.75㎡	7,000,000円
3	日光市荊沢字芝山540番43	宅 地	176.23㎡	3,970,000円
4	日光市荊沢字芝山540番59	宅 地	179.26㎡	5,270,000円

2 応募要領及び契約内容は、別途指示する。

3 公募抽せんの申込期間及び申込方法

(1) 持参の場合

平成19年1月22日(月)から同年2月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に栃木県総務部管財課(栃木県庁南庁舎3号館A棟1階)へ所定の申込書及び必要書類を持参すること。

(2) 郵送の場合

平成19年2月16日(金)までに返信用封筒(80円切手ちょう付)を同封の上、簡易書留で発送すること。
(2月16日の消印有効)

4 公募抽せんの日時及び場所

平成19年2月21日(水)午後1時30分から

宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁南庁舎3号館A棟203会議室

5 現地説明

物件番号	日	時
1	平成19年1月26日(金)	午後2時30分から午後3時
2	平成19年1月26日(金)	午前11時から午前11時30分
3	平成19年1月24日(水)	午後2時から午後2時30分
4	平成19年1月24日(水)	午後2時30分から午後3時

6 その他

(1) 契約及び代金支払方法

契約は、当選後10日以内に締結し、代金は、契約を締結した日から20日以内に納入すること。

(2) その他

応募要領、契約、物件内容等の詳細については、栃木県総務部管財課財産担当へ問い合わせること。

(TEL 028-623-2077・2079)

(管財課)

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成18年12月18日	特定非営利活動法人国際外交機構	荒井 滄	栃木県宇都宮市川俣町66番地3	この法人は、海外に住む日本人と地域に住む外国人を援助支援し、安心して海外移住、海外旅行及び外国人が差別を受けず、また日本人が海外で差別を受けず、人種、国籍を越え仲良く国際交流ができ助け合える事に関する事業を行い、全ての人々が穏やかに暮らせる地域社会づくりと国際交流に寄与することを目的とする。	平成19年2月18日

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成18年12月18日	特定非営利活動法人とろざわ幼保研究会	斎藤 典男	埼玉県所沢市小手指町一丁目38番地10	この法人は、保育を必要とする子どもたち及びその保護者に対し、より良い保育事業を提供することにより、子どもたちの健全な育成並びに子育てを通じた社会教育の推進に寄与することを目的とする。	平成19年2月19日

(文化振興課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成19年5月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルモールSC
宇都宮市陽東六丁目2番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ベルモール
宇都宮市陽東六丁目2番1号
- 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	(株)イトーヨーカドー 代表取締役 井坂 榮 外87者 (別紙小売業者一覧表のとおり)	(株)イトーヨーカドー 代表取締役 亀井 淳 外84者 (別紙小売業者一覧表のとおり)	平成18年10月18日

(小売業者一覧表は省略する。)

- 4 届出年月日
平成18年12月15日
- 5 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成19年5月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
足利地域主導型ショッピングセンター
足利市朝倉町245番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社足利モール
足利市朝倉町245番地5
ユニー株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
開店時刻	午前10時	午前9時	平成18年12月31日
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分	

- 4 届出年月日
平成18年12月15日
- 5 縦覧場所
栃木県商工労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退任年月日	就任年月日
金 田 北 部 土 地 改 良 区	理 事	橋本富士男	橋本富士男	大田原市富池1484	18.12.11	18.12.12
	〃	人見 好広	人見 好広	〃 〃 837	〃	〃
	〃	益子 兼男	益子 兼男	〃 〃 1718-2	〃	〃
	〃	松本 好平	松本 好平	〃 〃 1466	〃	〃
	〃	松本 壽雄	松本 壽雄	〃 〃 1610	〃	〃
	〃	松本 行雄	松本 行雄	〃 〃 1534	〃	〃
	〃	村上 貴市	村上 貴市	〃 〃 1952-2	〃	〃
	〃	村上 貴志	村上 貴志	〃 〃 816	〃	〃
	〃	村上アツ子	村上アツ子	那須塩原市沼野田和194	〃	〃
	〃	荒井 一夫	荒井 一夫	大田原市富池726	〃	〃
	〃	印南 洋一	印南 洋一	〃 〃 180	〃	〃
	〃	相馬 裕恵	相馬 裕恵	〃 戸野内109	〃	〃

理事	印南 悦男	印南 悦男	大田原市富池596	18.12.11	18.12.12
〃	印南 久雄	印南 久雄	〃 〃 517	〃	〃
〃	印南 義之	印南 義之	〃 〃 518	〃	〃
〃	相馬 平	相馬 平	〃 〃 1090	〃	〃
〃	渡邊 好男	渡邊 好男	〃 〃 180	〃	〃
〃	後藤 英輝	後藤 英輝	〃 練貫287	〃	〃
〃	後藤登美男	後藤登美男	〃 〃 11	〃	〃
〃	後藤 久男	後藤 久男	〃 〃 311	〃	〃
〃	藤栄 實	藤栄 實	〃 〃 305	〃	〃
〃	吉際 昇	吉際 昇	〃 〃 587	〃	〃
〃	三本木直人	三本木直人	那須塩原市三本木456	〃	〃
〃	君島勝一郎	君島勝一郎	大田原市市野沢564	〃	〃
〃	相馬 貞雄	相馬 貞雄	〃 〃 1231	〃	〃
〃	滝田 豊	滝田 豊	〃 〃 637	〃	〃
〃	大嶋 正文	大嶋 正文	〃 〃 586	〃	〃
〃	渡邊 次雄	渡邊 次雄	〃 〃 776	〃	〃
〃	五月女昌巳	五月女昌巳	〃 町島341	〃	〃
監事	阿久津康一	阿久津康一	〃 富池171	〃	〃
〃	荒井 健	荒井 健	〃 〃 932	〃	〃
〃	後藤 勝	後藤 勝	〃 市野沢1801-1	〃	〃
〃	松本 勝則	松本 勝則	〃 〃 1189-1	〃	〃

(農地計画課)

○河川整備計画の案の縦覧等

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、河川整備計画を策定しようとするので、次のとおり公告し、当該河川整備計画の案を縦覧に供する。

なお、関係住民は、平成19年2月19日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 河川整備計画の名称
一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域河川整備計画
- 2 河川整備計画を定める圏域

一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域

3 縦覧場所

栃木県土木部河川課、栃木県日光土木事務所、栃木県佐野土木事務所及び栃木県足利土木事務所

4 縦覧期間

平成19年 1月26日から同年 2月15日まで

II

1 河川整備計画の名称

一級河川那珂川水系逆川圏域河川整備計画

2 河川整備計画を定める圏域

一級河川那珂川水系逆川圏域

3 縦覧場所

栃木県土木部河川課及び栃木県真岡土木事務所

4 縦覧期間

平成19年 1月26日から同年 2月15日まで

(河川課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡河内町大字白沢字峰通394番3	河内郡河内町大字白沢1857番地7	小 嶋 孝
鹿沼市万町字五反田913番1、911番1	鹿沼市上野町270番地6	株 式 会 社 スペースショップ
鹿沼市北赤塚町字判官台953番11、953番13	鹿沼市北赤塚町953番地5	大 橋 弘 美
上都賀郡西方町大字本城字八反田62番1、62番3	上都賀郡西方町大字金井572番地	株 式 会 社 ソ ウ ケ ン
鹿沼市深津字上高野104番1	鹿沼市深津字上高野104番地1	山 越 千 恵 子
真岡市下高間木字谷崎1番1、2番1、2番2の一部、八木岡字鬼越743番2の一部、744番1、745番1、746番1の一部、746番1地先水路のうち ドライブイン工区 (開発行為に関する工事) 真岡市下高間木字谷崎1番1地先、2番1地先、八木岡字鬼越743番2地先、746番1地先、746番1地先水路のうち ドライブイン工区	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号	出 光 興 産 株 式 会 社
真岡市西高間木612番1 (開発行為に関する工事) 真岡市西高間木612番1地先	真岡市荒町4丁目38番地3 ハートフルコーポA棟201号	旧 部 美 夫 旧 部 直 美
芳賀郡益子町大字上大羽字堂ヶ入2355番2、2356番1の一部、2356番2、2356番3、2356番4、2357番6	芳賀郡益子町城内坂150番地	株 式 会 社 も え ぎ
真岡市西田井字東原1番240 (開発行為に関する工事) 真岡市西田井字東原1番240地先	河内郡河内町大字下岡本4016番地 グリーンハイツ203	仁 平 洋 子

下都賀郡大平町大字下高島字鹿島849番1、850番1、851番2	下都賀郡大平町大字下高島830番地	有 限 会 社 若 菜 製 作 所 若 菜 良 友
(従前地) 下都賀郡都賀町木野地町字岡ノ内900番1 (一時利用指定地) 下都賀郡都賀町大字木8502番地1 (仮地番)	下都賀郡都賀町大字木2101番地	渡 邊 貴 弘 渡 邊 美 由 紀
下都賀郡藤岡町大字蛭沼字遠原1895番1	下都賀郡藤岡町大字蛭沼1824番地 下都賀郡大平町大字伯仲1783番地1 サンハイツC棟103号室	関 根 敦 子 関 根 秀 一
下都賀郡藤岡町大字大前字西沖3177番6、3177番11	茨城県古河市中央町3丁目10番56号	小井沼 茂 夫
下都賀郡壬生町大字安塚字西南原849番6	下都賀郡壬生町大字安塚877番地103	山 井 啓 子 山 井 直 也
下都賀郡壬生町大字安塚字西南原849番7	下都賀郡壬生町大字安塚877番地48	亀 田 光 男 亀 田 美 子
下野市柴字赤面23番10	下野市柴23番地	渡 邊 恭 司
下都賀郡野木町大字佐川野字上高谷1632番7、1632番19、1632番20	下都賀郡野木町大字佐川野1632番地	川 口 貞 雄
矢板市扇町2丁目1539番56、24番2、24番14 (開発行為に関する工事) 矢板市扇町2丁目1539番56地先	矢板市中438番地9	株 式 会 社 緑 新
大田原市市野沢字野子内2030番1、2030番2、2032番、2030番1地先	大田原市元町1丁目10番1号	有 限 会 社 大田原土地・建物
那須塩原市二区町406番3、406番74、406番75	那須塩原市二区町406番地	有 限 会 社 ブ ラ イ ト
那須塩原市二つ室15番37、16番37、16番39、16番40	宇都宮市不動前4丁目2番44号	ネ ッ ツ ト ヨ タ 栃 木 株 式 会 社
大田原市中田原字明ノ前723番2、723番5、736番1、736番2、737番、738番、739番1、740番2、740番3、746番1、746番2、746番4、747番、748番、749番、750番、751番、751番3、字川原町前766番1、767番1 (開発行為に関する工事) 大田原市中田原字明ノ前739番1地先水路、747番地先畦半、735番3、723番3公衆用道路、751番地先水路、748番、750番地先道路、746番5、746番6公衆用道路、字小駒崎下722番1地先道水路、字川原町前766番1地先水路、767番2公衆用道路	東京都荒川区西日暮里2丁目27番5号	株 式 会 社 ダ イ ナ ム
那須郡那須町大字高久丙字湯道東1792番71、1793番3の一部、1793番23の一部 【第4-2工区、第7工区、第9工区】 (開発行為に関する工事) 那須郡那須町大字高久丙字湯道東1791番71の一部、1791番73の一部、1792番70の一部 【第4-2工区】	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号	東 急 不 動 産 株 式 会 社

(都市計画課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第1号

平成19年度栃木県立高等学校転入学考査の実施期日を次のとおりとする。
ただし、真にやむを得ない事情のあるものについては、その都度行う。

平成19年1月5日

栃木県教育委員会

- 1 宇都宮市内の高等学校
 - ・平成19年3月30日(金)
 - ・平成19年4月10日(火)
 - ・平成19年8月22日(水)
- 2 その他の高等学校
 - ・平成19年4月2日(月)
 - ・平成19年4月12日(木)
 - ・平成19年8月24日(金)

(学校教育課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年一月五日

栃木県人事委員会委員長 郡 司 能 照

□ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第三条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四条とする。

任命権者は、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例第六条第一項ただし書の規定により、休憩時間を四十五分とすることができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の定めるところにより、当該休憩時間を置かなければならない。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。)又は小学校に就学している子(配偶者の子を含む。)のある職員が、これらの子の養育をする場合
- 二 条例第七条第三項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が当該要介護者の介護をする場合
- 三 交通機関を利用して通勤する場合で、退勤について、終業の時刻を早めることにより、終業の時刻から職員の住居に到着する時刻までの時間(交通機関を利用する時間に限る。)が三十分以上短縮されるとき。
- 四 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

第五条第一項中「条例第六条」を「又は条例第六条」に改め、「置き、又は条例第七条の規定により休憩時間を」を削る。

第五条の二から第五条の四までの規定中「第七条の二第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五条の五第一項中「第七条の二第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第二号中「(届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「第七条の二第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三項中「条例第七条の二第三項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に、「第七条の二第三項」を「第七条第三項」に改める。

第五条の六中「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に改める。

第五条の七第一項中「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、「勤務時間」の下に「(条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項、第三項及び第五項中「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に改める。

第五条の八第一項から第三項までの規定中「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に改める。

第五条の九中「第七条の二第二項」を「第七条第二項」に、「第七条の二第三項」を「第七条第三項」に改める。

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第一号中「第七条」を「第七条第二項」に改める。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号イ中「第七条」を「第七条第二項」に改める。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年一月五日

栃木県人事委員会委員長 郡 司 能 照

□ 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十六年栃木県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「午後五時十五分まで(午後零時十五分)」を「午後五時三十分まで(午後零時)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

企 業 局

○県有財産(土地)の一般競争入札による売払い

栃木県有財産(土地)の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号)第112条第1項の規定により公告する。

平成19年1月5日

栃木県知事 福 田 富 一

1 売却物件の所在、予定価格等

物件番号	所 在	地 目	地 積	予 定 価 格
1	那須塩原市新緑町92番80	畑 (現況 宅地)	1,740 m ²	25,230,000円

- 2 入札参加要領及び契約内容は、別途指示する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
平成19年 2月21日（水）午後 1時30分 入札後即時開札
入札保証金受付日時 平成19年 2月21日（水）午後 1時から午後 1時20分まで
宇都宮市本町12番11号 栃木県企業局第 1 会議室
- 4 入札保証金
入札金額の100分の 5 以上の金額を現金又は銀行振出小切手等をもって納付すること。
- 5 現地説明
平成19年 2月 2日（金）午前11時00分から午前11時30分まで
- 6 その他
 - (1) 一般競争入札に参加することができない者
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者
 - (2) 契約及び代金支払方法
契約は、落札後10日以内に締結し、代金は、契約を締結した日から20日以内に納入すること。
 - (3) その他
入札参加要領、契約、物件内容等の詳細については、栃木県企業局経営企画課企画調整担当へ問い合わせること。（TEL 028-623-3824）

（経営企画課）

調 達 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①土木行政総合情報システム運用機器等の賃貸借 1 式 ②栃木県土木部技術管理課 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20 ③借入 ④平成18年 4月 1日 ⑤富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿 2 - 7 - 1 ⑥60,519,360円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 2 号

（出納局管理課）

毎週火・金曜日発行

（当日が休日に当たるときは、
順次繰り下げて発行）

発 行 人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

印 刷 所 株式会社泰明グラフィクス
郵便番号321-0169 宇都宮市八千代 2 丁目15番14号

購読料 1 ヶ月 2,900円（消費税、地方消費税及び送料を含む。）